マンションの老朽化状態の評価方法基準案の検討

~老朽化認定基準の検討立案に貢献~

(問い合わせ)

材料研究グループ 主任研究員 松沢 晃一

Tel 029-864-6621

E-mail matsu@kenken.go.jp

概要

背景·目的

いわゆるマンション建替円滑化法が一部改正され、要除却認定の対象範囲が拡大されました(R2.6公布, R3.12施行)。そのうち、いわゆる外壁等剥落危険性の基準(同法第102条第2項第3号)の策定に資するべく、老朽化の状態の評価方法基準(案)を検討することを目的としています。





外壁の剥落等が生じた事例 (国土交通省HPより)

研究概要

令和2年度建築基準整備促進事業(国土交通省住宅局所管)の研究課題「マンションの老朽 化認定に係る使用安全性評価基準に関する検討」において,事業者と共同で以下の検討を行い ました。

- ① 老朽化による外壁等の剥落危険性が高い状態の検討
- ② ①の危険性が建築物の広範囲にわたっている蓋然性が高い状態の検討
- ③ ①②を踏まえた<mark>老朽化状態の評価方法基準(案)の検討・提案</mark> ここでは、「生命・身体の保護」に支障があって、「修繕が困難または非合理的」もしくは 「除却も合理的な選択肢となりうる」と整理できる状態の老朽化を想定しました。

今後の展開

本研究の内容は,国土交通省による老朽化認定の基準案の作成に活用されました。さらに, 国土交通省で作成中の要除却認定実務マニュアルにも活用されています。

引き続き,マンション等の老朽化調査や長寿命化対策等に貢献する研究を実施,展開してまいります。

評価方法の方針

- ○本制度(マンション敷地売却制度)は、「生命・身体の保護」が目的であるため、検討する基 準も「生命・身体の保護」に支障がある状態を想定。
- ○本制度は、除却(敷地売却)が4/5以上の区分所有者の同意で施行できるため、局所的なひび 割れ等の簡易な部分修繕で対応できる状態の老朽化は対象外。一方,現行でも「要除却認定」 を受けた耐震性不足マンションを除却せずに耐震改修することも可であることを踏まえれば, 「修繕で対応不可」である必要はないため、「修繕が困難又は非合理的」もしくは「除却も合 理的な選択肢となりうる」と整理できる状態の老朽化を想定。

上記を踏まえ、検討する評価方法・基準は、構造耐震指標(Is)と同程度に客観的に判断でき る認定基準とする。

想定した対象

- ○「躯体の老朽化」によって現に生じている危険を対象として想定。
- ○「危険」の内容として,「躯体の老朽化による耐震性不足」は現行制度の範疇であるため除外 し、「躯体の老朽化による外壁等の落下」を想定。また、少しでも「生命・身体の保護に支障 がある状態」であれば「危険」と想定。
- ○「除却も合理的な選択肢となりうる」ものとして、マンションの広範囲(概ね全体)が老朽化 している状態を想定。すなわち、修繕ではなく除却を選択することも合理的な状態を想定。

上記を満たす状態として、「躯体の老朽化」による「鉄筋腐食によるコンクリートの落下」の おそれがあるものを想定。

建物調査

【調査対象建物の選定】

除却予定の鉄筋コンクリート造建物に関する写真等から、健全であると考えられたものから老朽化が比較的進んでいると考えられた建築物のうち11棟を選定。







調査建物例

調査建築物一覧

	P. 1	
記号	構造規模	竣工
Α	RC4階	昭和37年(1962)
B-1	RC5階	昭和48年(1973)
B-2	RC5階	昭和49年(1974)
C-1	RC5階	昭和46年(1971)
C-2	RC5階	昭和46年(1971)
D	RC4階	昭和26年(1951)
Е	RC7階	昭和46年(1971)
F-1	RC4階	昭和47年(1972)
F-2	RC4階	昭和47年(1972)
G	RC4階	昭和31年(1956)
1	RC5階	昭和47年(1972)

【調査項目】

除却前に目視および打診による調査を,除却時にはつりやコア採取による鉄筋腐食グレードや中性化深さ等の調査を実施。 目視グレード

調查項目一覧

調査時期	調査項目
除却前	目視,打診
	鉄筋腐食グレード
	中性化深さ
7分+110土	含水率
除却時	鉄筋間隔
	圧縮強度
	塩分量

目視グレード	症状	
1	なし	
2	外装の浮き、仕上げの劣化	
3	コンクリート表層のひび割れ	
4	エフロレッセンス・白華	
5	錆汁	
6	鉄筋腐食によるひび割れ(鉄筋に沿ったひび割れ・錆汁を伴うひび割れ)	
7	鉄筋腐食による浮き・剥離(鉄筋方向に20cm以内)	
8	鉄筋腐食による浮き・剥離(鉄筋方向に20cmを超える)	
9	鉄筋露出	
備考欄	補修痕, 豆板, 構造ひび割れ, たわみ, 傾斜などがあれば備考欄に記入	

建物調查 åъ́ øō, ō۵ δb ÕØ 4 ō۵ ō۵ ō۵ ۵ø **,**

目視および打診による調査結果例



南面

窓枠のひび割れ



バルコニーの鉄筋腐食



屋上庇の鉄筋露出



妻壁の鉄筋腐食 調査状況



北面

屋上庇の鉄筋露出



中性化深さ測定

評価方法

【劣化グレード】

各劣化の状態における評点に関して重みづけを行い、劣化が進行している建物を抽出しやす くすることを検討。 劣化グレード検討(案)

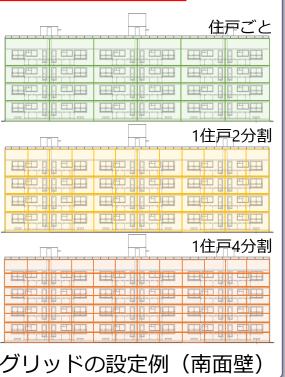
	劣化現象	劣化グレード			対応する
分化の代恩	为化场象	案1	案2	案3	目視グレード
D0:健全	下記の状況がみられない	0	0	0	1
D1:初期の劣化	仕上げおよび表層部コンクリートの劣化	1	1	1	2, 3, 4
D2:中期の劣化	鉄筋腐食に関する劣化	2	3	4	5, 6, 7
D3:部材の使用安全性としての限界	コンクリートの剥離・露筋	3	6	5	8, 9

【グリッド(評価部材,部分)】

評価対象とする部材や、その部分(面積)について、 壁部材や水平部材に分ける等の検討を実施。

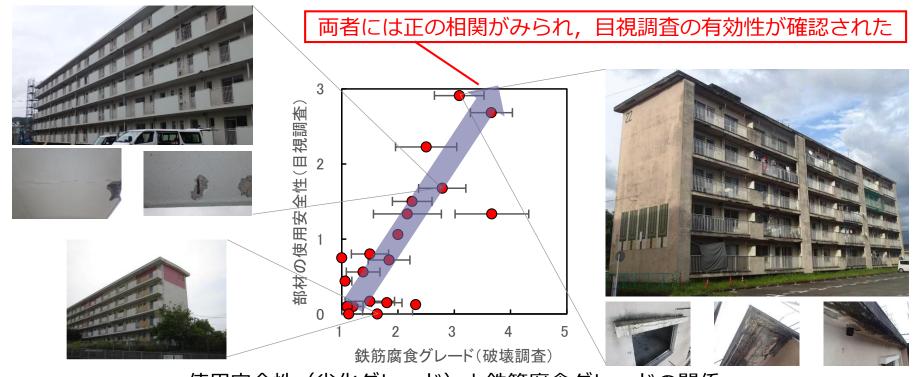
如けた トバゴムの引守 (安)

部材ある公部分の設定(条)				
部材の種類		部分(グリッド) の設定(案)	備考	
	東面壁	1フロア2分割	左記はI型住宅の場合。	
壁部材	西面壁	1フロア2分割	L字型の場合には南面や 北側と同じで住戸ごととする。	
	南面壁	住戸ごと	バルコニーや共用廊下の壁は こちらに含める。	
	北面壁	住戸ごと		
	外部階段室	階段室および階高ごと		
	バルコニー及び類する庇	ユニットごと		
水平部材	バルコニー以外の庇	ユニットごと	窓回り庇や最上階の庇など。	
	外部共用廊下及び類する庇	住戸の大きさごと		

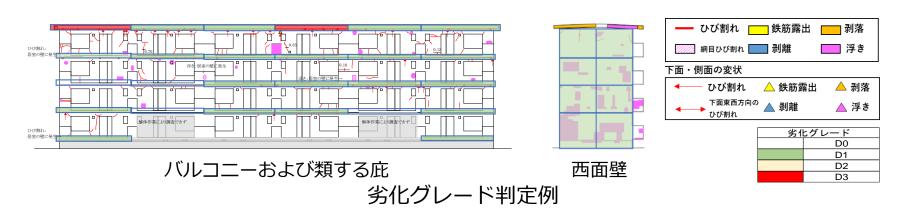


グリッドの設定例(南面壁)

評価方法



使用安全性(劣化グレード)と鉄筋腐食グレードの関係



(参考) 老朽化基準案の概要

基準概要

鉄筋に沿った浮き・ひび割れ等が一定程度以上発生し、剥落の危険性が高いもの

〔(劣化グレード3の観測数 + 劣化グレード2の観測数 × 0.71)÷ 調査箇所数 ≥ 0.34など〕

劣化グレードと劣化事象

劣化グレード	劣化事象
0	なし
1	外装材の浮き,仕上げの劣化(仕上塗材を除く), コンクリート表層のひび割れ,エフロレッセンス・白華
2	鉄筋に沿ったひび割れ, 錆汁
3	鉄筋に沿った浮き又は剥離, 鉄筋露出

出典)第3回要除却認定基準に関する検討会(令和3年8月27日、国土交通省住宅局主催) 資料3 要除却認定基準案(パブリックコメント等を踏まえた案)